

事後審査型制限付一般競争入札公告

軽井沢町が発注する工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定及び軽井沢町財務規則（昭和 53 年規則第 3 号。以下「規則」という。）第 106 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 28 日

軽井沢町長 土屋 三千夫

1 入札対象案件

番 号	10
工 事 名	令和 8 年度 国補 中部小学校エレベーター設置工事
工事箇所	軽井沢中部小学校 軽井沢町大字長倉 3734
工 期	軽井沢町議会議決日 から 令和 9 年 3 月 30 日
概 要	エレベーター設置 一基 エレベーター棟増築 S 造 地上 2 階建て 延べ床面積 53.30 m ² 既存二階部分改修 延べ床面積 8.11 m ²
最低制限価格制度	対象工事

2 入札参加資格

工 種	・ 建築一式工事
建設業許可	・ 特定建設業の許可を有している者
配置技術者	・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、下請金額の総額が 4,000 万円以上となる場合には、監理技術者資格証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。
地域要件等	・ 東北信管内に本店・支店・営業所を有する者
ランク制限	・ A 又は特 A ランク
参加資格	・ 軽井沢町における建設工事入札参加登録者名簿に登録されている者 ・ 軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱及び軽井沢町物品購入等参加資格者に係る指名停止要綱の規定に基づく指名停止の処置を受けていない者 ・ 建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けている者 ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の

	<p>申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）</p> <p>※併せて、軽井沢町制限付一般競争入札実施要領第3条の要件を満たしているか確認すること。</p>
--	--

3 入札の方法

入札書	<ul style="list-style-type: none"> 入札書兼内訳書を提出すること。（軽井沢町ホームページよりダウンロード可） ※提出された工事内訳書に不備があった場合はその者の入札を無効とする。
入札書の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 入札書は、封筒に入れ、封かん及び封印をし、封筒の表面に開札日、番号、工事名及び入札者の商号又は名称を記載の上、持参、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により総務課契約管理係に提出すること。
入札書の提出期限等	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年6月23日（火） 午後5時00分 入札書は、提出期限までに総務課契約管理係に到達していなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

4 入札に際しての注意事項

- (1) 入札書に記載する金額は税抜金額で記載する。
- (2) 落札金額は入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額加算した金額とする。
- (3) 提出期限後における入札書の差し替えおよび再提出は認めないものとする。
- (4) 書類の作成に係る費用及び提出に係る費用は、提出者負担とする。
- (5) 提出された入札書は、返却しないものとする。
- (6) 提出された入札書は、公表しないものとする。
- (7) 都合により入札執行が延期または中止となる場合があります。

5 設計図書の閲覧及び質疑書の提出・回答

設計図書の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 閲覧期間は、令和8年5月28日（木）から令和8年6月23日（火）までとし、軽井沢町公式ホームページに掲載するとともに、総務課契約管理係において行う。（窓口での閲覧は閉庁日を除く午前8時30分から午後5時00分まで）
質疑書	<ul style="list-style-type: none"> 対象入札の金抜き設計書、仕様書等に関して質疑がある場合には令和8年6月16日（火）午後5時まで電子メール又はファクシミリにより受け付けるものとし、総務課契約管理係まで連絡す

	<p>る。</p> <p>回答は令和8年6月18日（木）までに軽井沢町公式ホームページへ掲載する。</p>
--	---

6 落札者の決定

入札書の開札	<ul style="list-style-type: none"> ・開札日時 令和8年6月25日（木） 午後10時00分 ・開札場所 軽井沢町役場一階 第2会議室 ・各入札参加者は、1名のみが入札会場へ入場できるものとする。 ・開札の回数は1回とする。
落札者の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な入札で予定価格以下の価格を持って入札した者のうち、最低の価格を入札した者を落札候補者とする。 ・入札後、落札者を決定するための審査を行う旨を宣言し、落札を保留するものとする。落札を保留したときは、速やかに候補者に対し、候補者となった旨を口頭又は電話により連絡するとともに事後審査に必要な書類の提出を求め、事後審査を行うものとする。事後審査に適合していることが確認できた場合には、当該候補者を落札者とする。審査の結果、要件を満たさなかった場合は、次点の者を落札候補者として審査を行う。
提出書類 (落札候補者)	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の通知書 ・現場代理人及び主任技術者(又は監理技術者)の経歴書 ・主任技術者(又は監理技術者)の資格を証する書類 ・工事費内訳書についての書類
提出期限 (落札候補者)	<ul style="list-style-type: none"> ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。 ・提出場所は総務課契約管理係とする。

7 入札保証金等

入札保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・免除 (ただし、落札者が契約を締結しない場合、契約金額の100分の5の納付を要する。)
契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・契約請負代金額の100分の10以上の金銭的保証
前払金	<ul style="list-style-type: none"> ・適応あり（規則第74及び第75条の規定による。)
中間前払金	<ul style="list-style-type: none"> ・適応あり（規則第74及び第75条の規定による。)
部分払	<ul style="list-style-type: none"> ・適応あり（規則第137条の規定による。)
その他契約条項等	町ホームページ掲載の契約書（案）及び約款のとおり

8 結果の公表

対象工事の入札結果を速やかに軽井沢町公式ホームページへ掲載するほか、総務課契約管理係窓口において閲覧に供するものとする。

9 入札の無効

- (1) 参加資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定してした入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

10 入札に関する問い合わせ

軽井沢町役場 総務課 契約管理係

電話 0267-45-8298

FAX 0267-46-3165

メールアドレス keiyakukanri (アット) town.karuizawa.nagano.jp

メール送信時はE-mailアドレスの(アット)を半角@に変換してから送信して下さい。